

南丹市

地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

令和5～令和9年度

みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち



※出典：「地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）」
(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)



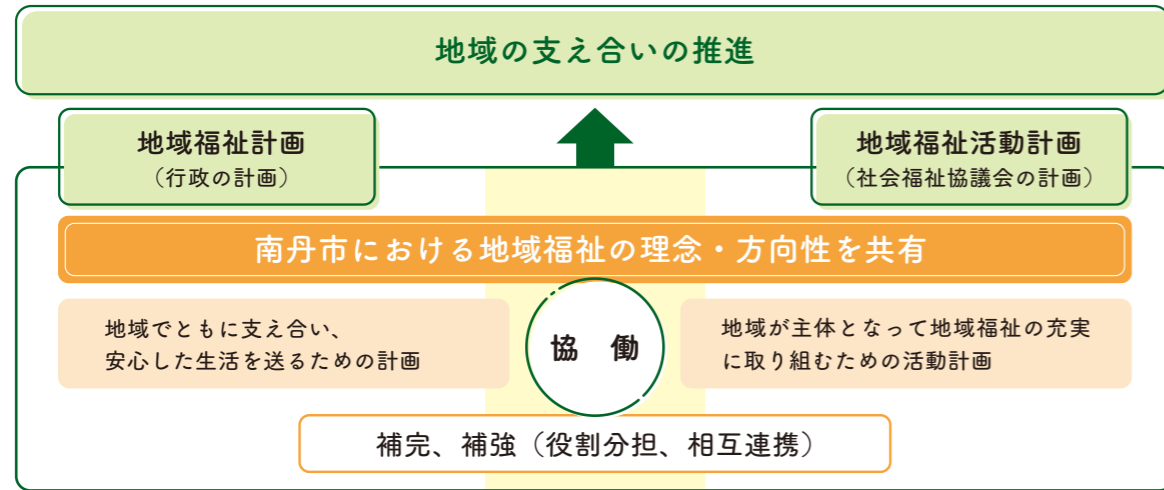
地域福祉とは？

誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のつながりを深め、人々がともに助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。



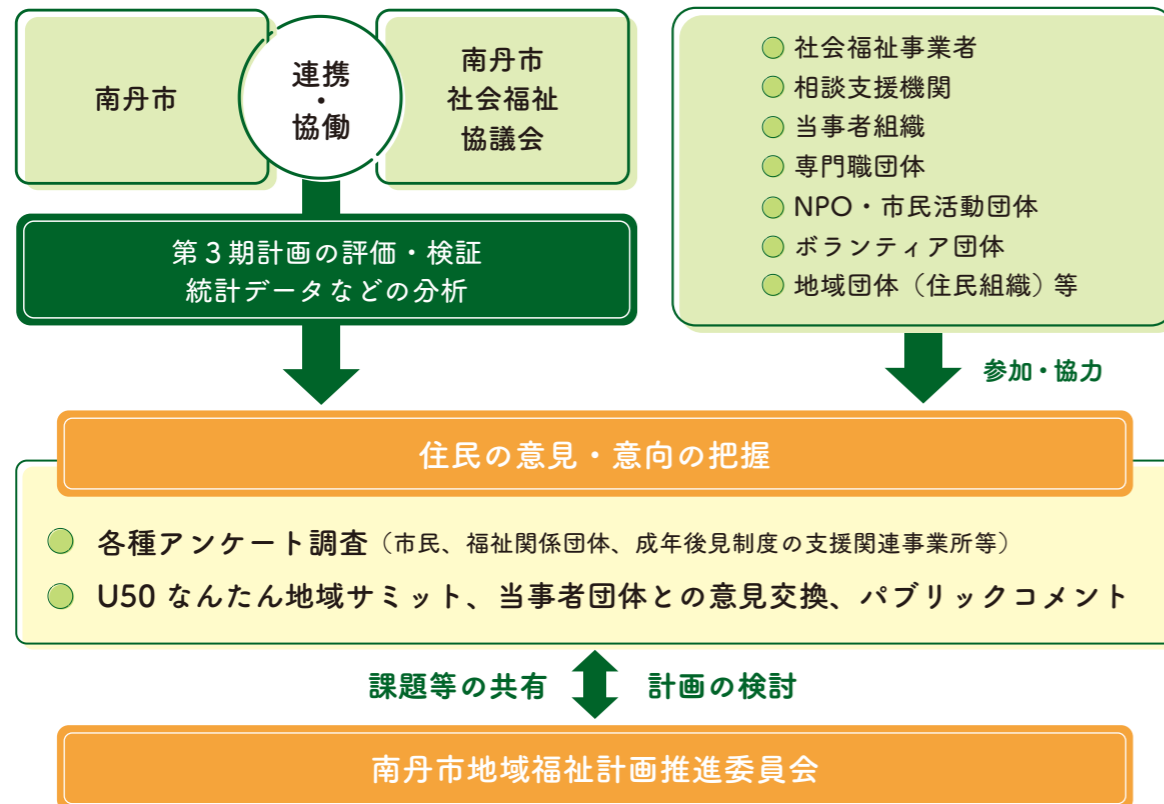
地域福祉計画・地域福祉活動計画はこんな計画

地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合いを推進するため、行政の計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。



なお、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「成年後見制度利用促進基本計画」を含む計画として策定しています。

～計画の策定には、住民の皆様をはじめ多くの方にご協力いただきました～



計画の基本理念と基本目標

基本理念

みんなで作る、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち



1 住民が主体的に取り組む地域づくり

- 地域福祉の推進には、まちや地域のことを住民自らが知り、住民で決め、住民が活動していく「住民が主体的に取り組む地域づくり」が必要となります。
- 住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、支え合いや助け合う活動を行う中で、地域課題に向き合う地域を目指します。また、これらの住民活動を市・社協、その他関係機関で支えるための環境を整備し、地域の福祉力、解決力を高めていきます。

2 総合的な相談・支援体制づくり

- 住民が主体的に取り組む地域づくりを支援・後押しするため、また、深刻な課題、複合的な課題等を抱える方や制度の狭間で必要な支援に結びついていない方たちを受け止めるため、制度・分野ごとの『縦割り』を超えた「総合的な相談・支援体制づくり」を進めます。
- 潜在化した事案の把握に努め、単独の分野だけでは解決できない事案等に柔軟に対応するため、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制 (= 重層的支援体制) の整備・充実を目指します。
- 現行の制度では解決できない事案についても対応できるよう、解決策の制度化や事業化、現行制度の見直しを進められる体制を目指します。



基本目標ごとの施策

基本目標 1 住民が主体的に取り組む地域づくり


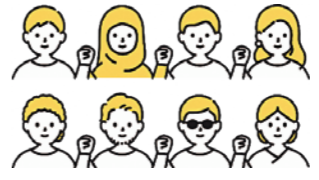



1 地域での支え合いの推進

<p>1 見守り活動の充実</p> 	<p>2 居場所・交流づくりの推進</p>  <p>▲ ふれあい・いきいきサロン 「ふれあい男の居場所」</p>	<p>3 支え合いサービスの推進</p> 
<p>4 地域における移動支援活動</p>  <p>▲ 中世木お出かけ支援事業</p>	<p>5 地域防災力の強化</p> 	<p>6 地域防犯体制の充実</p> 

2 支え合いの体制づくり

<p>1 住民主体の組織づくり</p> 	<p>2 活動の拠点づくり</p> 	<p>3 支え合い推進の体制づくり</p>  <p>▲ 地域の団体・専門職の話し合い</p>
<p>4 地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進</p> 	<p>5 事業所等における地域貢献事業の推進</p> 	

3 活動を支える基盤づくり

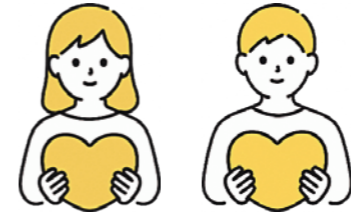

<p>1 生涯を通じた福祉への学び</p> 	<p>2 人権を尊重する意識の醸成</p> 	<p>3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> 
<p>4 情報発信の充実</p> 	<p>5 地域福祉活動の財源確保</p>  <p>▲ 共同募金の助成金の活用の事例 「るり色マルシェ」</p>	

基本目標 2 総合的な相談・支援体制づくり

4 相談支援体制の推進

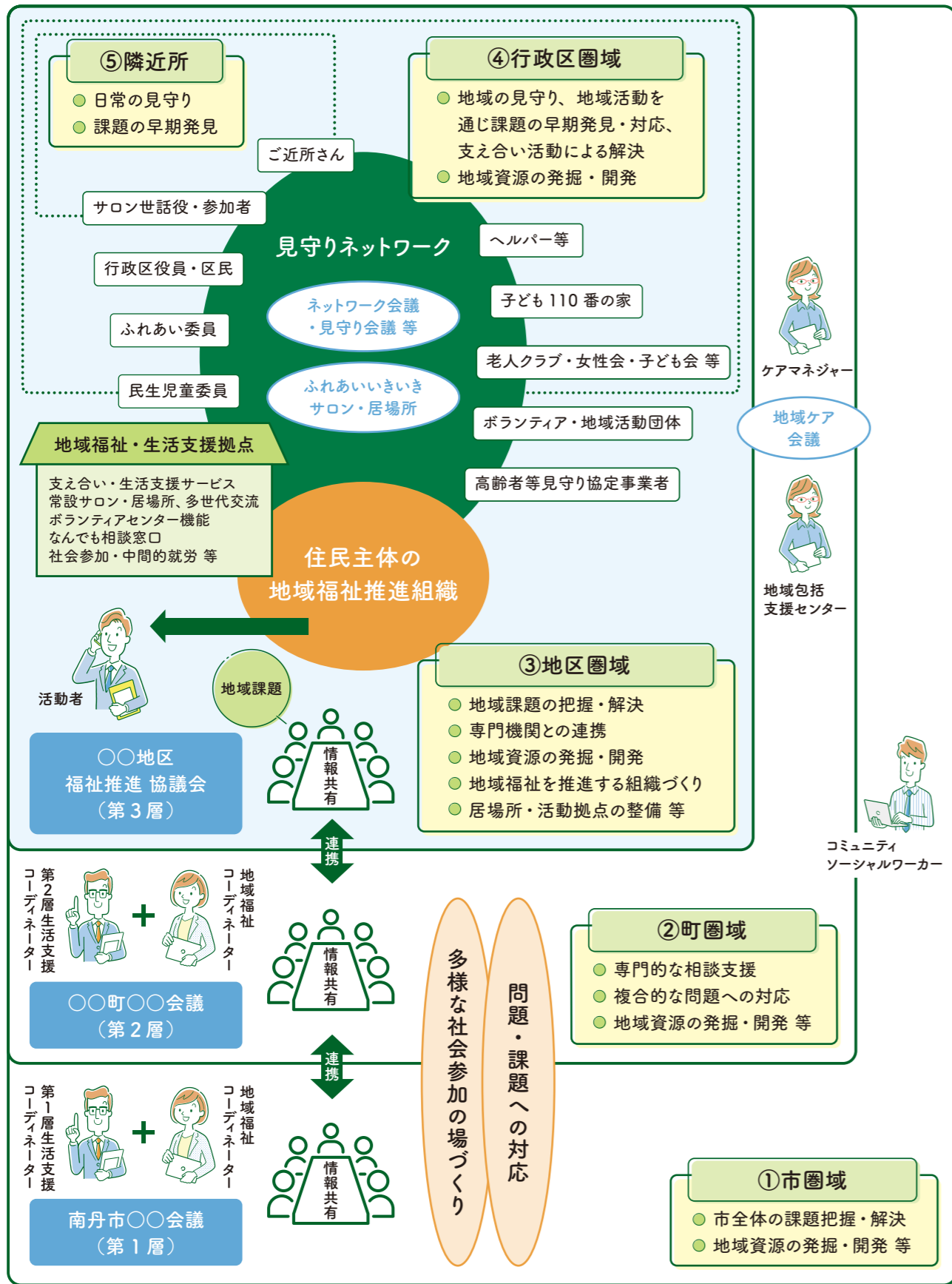
<p>1 相談機能の充実</p> 	<p>2 支援ネットワークの充実</p> 
--	--

5 権利擁護機能の強化

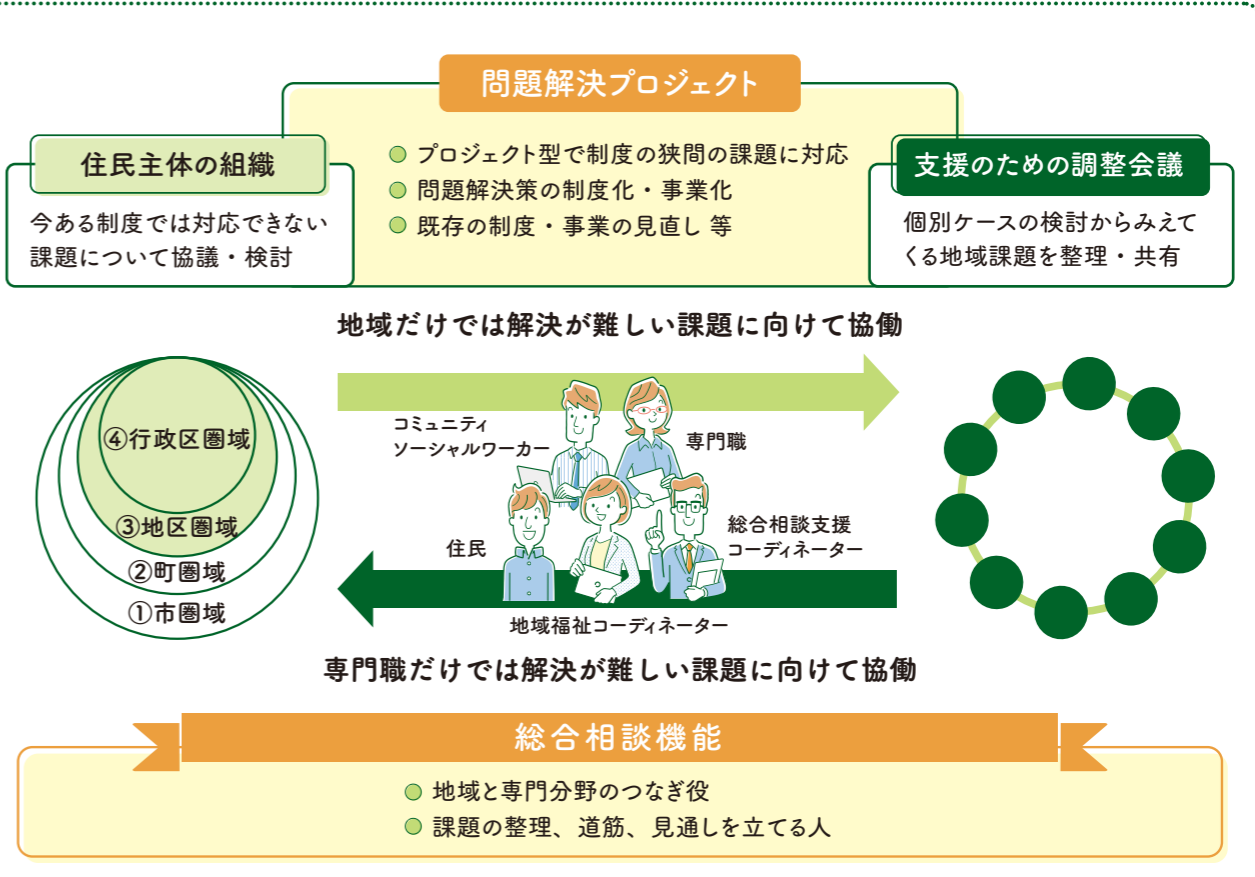
<p>1 権利擁護機能の強化</p> 	<p>2 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)</p> 
--	---



市内の圏域階層別の課題解決・サポート体制



総合相談窓口



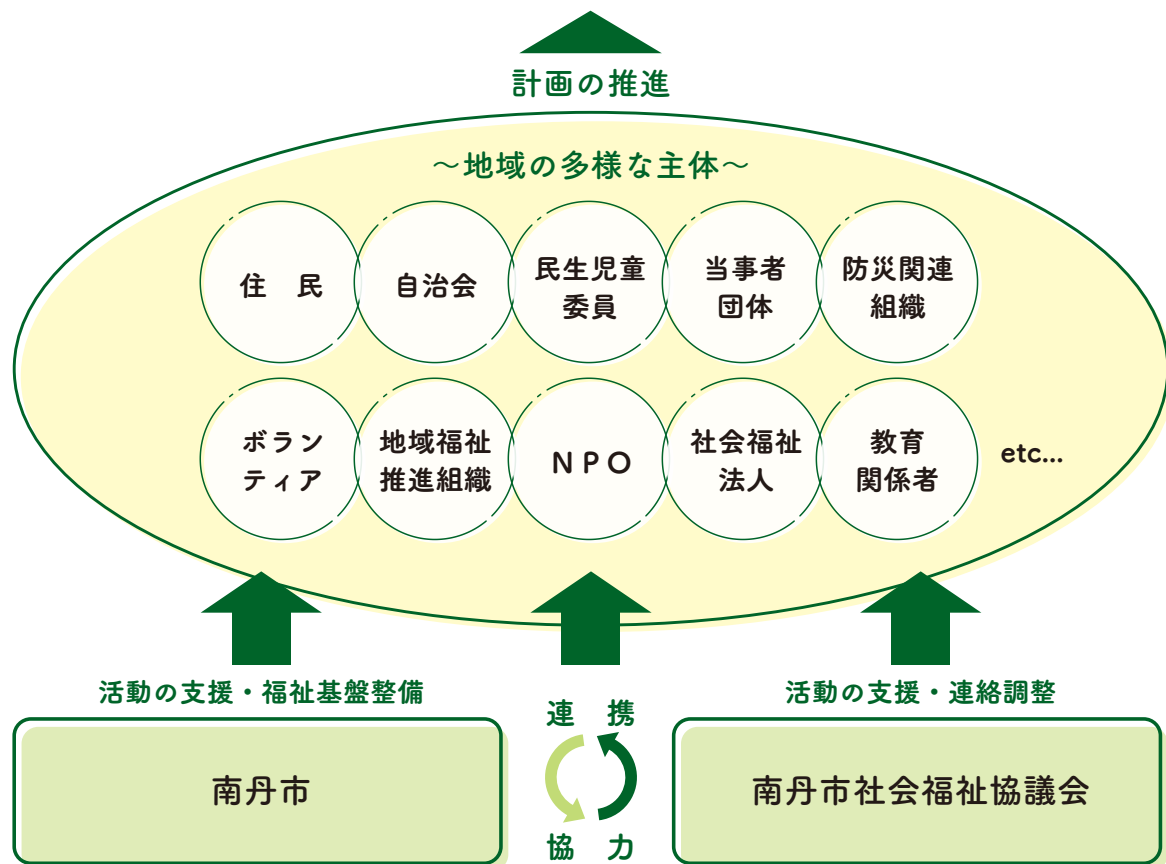


計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市及び社会福祉協議会の関係部署が、地域の多様な主体と連携し、基本理念「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」の実現に向けて取り組みます。

基本理念

みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち



第4期 南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

令和5年3月

編集・発行

南丹市 福祉保健部 福祉相談課

住所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL：(0771) 68-0023 FAX：(0771) 68-1166

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

住所：〒629-0301 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地

TEL：(0771) 72-3220 FAX：(0771) 72-3222